

<最近の医療関係の施策>

医療提供体制の改革のビジョン案

—「医療提供体制の改革に関する検討チーム」まとめ—

【趣旨】

- 国民的な合意を得て改革を推進するため、21世紀における医療提供体制の改革の将来像のイメージと当面進めるべき施策を提示。
- 国民各層における更に幅広い議論が行われることを期待し、今後も適宜見直す。

【基本的考え方】

- 患者と医療人との信頼関係の下に、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識をもつとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者主体の医療を確立する。

【骨子】

① 患者の視点の尊重

I 医療に関する情報提供の推進

- 医療機関情報の提供の促進、診療情報の提供の促進
- 根拠に基づく医療（EBM）の推進

II 安全で、安心できる医療の再構築

- 医療安全対策の総合的推進
(医療事故の発生予防・再発防止システムの構築、医療安全支援センターの設置)

② 質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築

- 医療機関の機能分化・重点化・効率化
(一般病床と療養病床の区分の推進、機能分化の推進、病診連携・地域医療連携等の推進)
- 地域における必要な医療提供の確保等
(救急医療体制等の整備、小児医療等の充実、べき地医療の確保、がん対策の推進、精神医療の充実、公的病院等の在り方、終末期医療の在り方、医療経営の近代化・効率化)

IV 医療を担う人材の確保と資質の向上

- 医師等の臨床研修の必修化に向けた対応、医療を担う人材の確保と資質の向上、時代の要請に応じた看護の在り方の見直しと資質の向上

③ 医療の基盤整備

V 生命の世紀の医療を支える基盤の整備

- 医療分野における情報化の推進、メディカル・フロンティア戦略の着実な推進、ナショナルセンターの整備、新しい医療技術の開発促進、医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

医療提供体制の改革のビジョン案（抜粋）

—「医療提供体制の改革に関する検討チーム」まとめ—

医療提供体制の改革のビジョン案について

① 患者の視点の尊重

I 医療に関する情報提供の推進

- (1) 医療機関情報の提供の促進
- (2) 診療情報の提供の促進
- (3) 根拠に基づく医療（EBM）の推進

II 安全で、安心できる医療の再構築

② 質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築

- (1) 医療機関の機能分化・重点化・効率化
- (2) 地域における必要な医療提供の確保
- (3) 医業経営の近代化・効率化

IV 医療を担う人材の確保と資質の向上

- (1) 医師等の臨床研修の必修化に向けた対応
- (2) 医療を担う人材の確保と資質の向上
- (3) 時代の要請に応じた看護の在り方の見直しと資質の向上

③ 医療の基盤整備

V 生命の世紀の医療を支える基盤の整備

- (1) 医療分野における情報化の推進
- (2) メディカル・フロンティア戦略の着実な推進
- (3) ナショナルセンターの整備
- (4) 新しい医療技術の開発促進（テラーメイド医療、ゲノム創薬、バイオテクノロジー）
- (5) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

② 質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築

《将来像のイメージ》

(患者の選択を通じた医療の質の向上と効率化)

- (7) 医療機関は、患者の選択に対応し、医療サービス等の向上を競い、この結果、医療の質の向上と効率化が進む。

(医療機関の機能分化と連携)

- (i) 患者の病態に応じた医療を提供するために、急性期医療、長期療養など、医療機関の機能分化が進む。また、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等が十分に連携し、質の高い医療を効率的に提供する。

(急性期医療の効率化・重点化と質の向上、一般病床の機能分化)

- (ii) 急性期医療は、医療従事者による手厚い治療・サービスの重点・集中化を通じて、早期退院が可能になり、平均在院日数が短縮され、病床数は必要な数に集約化されていく。また、公的病院等の病床数についても、地域の実情に応じて見直しが図られる。

- (I) このほか、一般病床においては、地域のニーズと医療機関の選択により、難病医療、緩和ケア、リハビリテーション、在宅医療の後方支援などの特定の機能を担うこととなる。

(長期療養のための療養環境の向上)

- (オ) 長期にわたって継続的な医療を必要とする患者に対して、入院医療において、良質な療養環境が提供されるとともに、患者の社会復帰を目指した医療が提供される。

(かかりつけ医等の役割と在宅医療の充実)

- (カ) かかりつけ医（歯科医、薬剤師）について、地域における第一線の機関として、その普及・定着を図る。
(キ) 今後の需要の拡大に対応し、適切な在宅医療が提供できるよう、医師等との連携の下に、訪問看護ステーションの充実・普及を図る。

(地域で充足する医療)

- (ケ) 医療計画に基づき定められた二次医療圏において、地域の特性を生かしつつ、医療機関相互の機能分担と連携を図り、区域内で、がん、脳卒中、心臓病の治療などを含む必要な医療の提供を確保することとし、これに向

けて二次医療圏間の医療提供の格差の是正を図る。

- (ヶ) 地域の実情に応じて新型救命救急センター、小児救急医療体制の整備など更にきめ細かな救急医療体制を二次医療圏ごとに構築し、質的な充実を図る。
- (コ) 「へき地保健医療計画」に基づき、都道府県単位の広域的な支援体制を構築し、無医地区の解消を目指し、当該地区住民の医療の確保を図る。
- (サ) 二次医療圏において国民が等しく質の高いがん医療を受けることを実現する。
- (シ) 精神医療について、入院医療主体から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策への転換を図る。また、精神科救急医療システムの充実、地域精神医療及び福祉の確保並びに病院と地域との中間的な機能を有する社会復帰施設の体系的整備の検討などを図る。
- (ス) 公的病院等は、その機能・役割を見直し、二次医療圏ごとに、真に必要とされる特化した医療サービスを効率的に提供するものとし、必要に応じ病床数を削減する。

(医業経営の近代化・効率化)

- (セ) 医療法人について、非営利性・公益性を高めるとともに、経営管理機能の強化や資金調達手段の多様化などによって経営基盤を整備し、医業経営の近代化・効率化を図る。

《当面進めるべき施策》

(1) 医療機関の機能分化・重点化・効率化

(一般病床と療養病床の区分の推進)

- ① 第四次医療法の改正により、病院の病床は、「一般病床」、「療養病床」、「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」に区分されているが、このうち、「一般病床」と「療養病床」の区分の届出が平成15年8月31日までに適切に行われるよう、それぞれの基準の内容等について、引き続き、周知徹底を図る。
- ② 病床区分の定着後の基準病床数の算定式の策定や医療計画の記載事項の拡充など、地域の実情を踏まえて医療計画の見直しを進める。

(機能分化の推進)

- ③ 医療法に基づく一般病床と療養病床の区分を基本とし、患者がその病状に応じてふさわしい医療を適切に受けられるという観点から、急性期医療、難病医療、緩和ケア、リハビリテーション、長期療養、在宅医療等といった機能分化を推進する。
- ④ 医療と介護の連携を進め、生活の質（QOL）を重視した医療が提供さ

れるようとする。このため、病院病床の療養病床、介護老人保健施設等への転換を図る医療機関を支援する。

- ⑤ 医療機関や病床等の機能分化・重点化・効率化を推進するための効果的な方策等について調査・検討する。

(病診連携・地域医療連携等の推進)

- ⑥ 地域医療支援病院の承認要件の見直しを行い、その普及促進を図ることにより、診療所を支援し、病診連携を推進する。
- ⑦ 紹介率・逆紹介率の向上を図るとともに、入院診療計画（いわゆるクリティカルパス等）における適切な退院計画の作成、退院に向けた情報提供やサービス調整による、適切な入院医療やリハビリテーション、退院後の療養生活の確保や社会復帰の支援を行うなど、地域における医療連携、医療機関と薬局の連携、更に保健・福祉との連携を推進する。
- ⑧ 訪問看護を担う人材の育成を支援し、訪問看護ステーションについて、看護技術の質の向上を図るとともに、その普及を促進する。在宅ALS患者について訪問看護等による支援策の充実に努め、安心して療養生活を送ることができる環境整備を図る。

(2) 地域における必要な医療提供の確保

(救急医療体制等の整備)

- ① 救急医療体制については、在宅当番医制、病院群輪番制、救命救急センターなど、救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進する。
- ② 救命救急センター不足地域における設置促進策として、新型救命救急センターの整備など、救命救急センターの設置促進を図るとともに、二次医療圏ごとの救急医療体制の整備を進める。
- ③ 心肺停止患者の救命率の向上を図るために、救急救命士の業務に関し、平成15年4月から医師の包括的指示の下での除細動の実施を認めた。更に、気管挿管について、平成16年7月を目途に、実習を終了する等の条件を満たした救急救命士に限定的に実施を認める。また、救急救命士が行う薬剤投与について、平成15年中を目途に、有効性と安全性の研究、検証を行い、適切な結論を得る。
- ④ 重症急性呼吸器症候群（SARS）のような新興感染症に対しても迅速かつ的確な対策を講じることにより、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療を提供しつつ、そのまん延防止を図ることが重要であることから、都道府県とも連携して、感染症法に基づく感染症指定医療機関の充実を図る。

(小児医療等の充実)

- ⑤ ハイリスクの出産に対応できる周産期医療ネットワークの整備や妊娠

時期から出産、小児期に至るまでの高度な医療を提供するための小児医療施設、周産期医療施設の整備等を行い、地域における小児医療の確保を図る。

- ⑥ 原則として二次医療圏を単位とした小児救急医療体制の全国的な整備に取り組む。また、最新の科学的根拠に基づく小児救急の外来診療マニュアルを作成するほか、ITを活用して小児科以外の医師が小児科専門医のコンサルテーションを受けながら診断に当たることができる小児救急医療ネットワークを構築するなど、小児科医の確保が困難な地域等における小児救急医療体制の整備を図る。
- ⑦ 小児医療、母性医療、父性医療及び関連境界領域を包括する医療である「成育医療」の先導的役割を担う国立成育医療センターの取組を促進する。
- ⑧ 女性専門外来を設置し、更に、女性の健康問題に係る調査研究などを推進し、女性の患者の視点を尊重しながら地域における必要な医療が充実される体制の確保に取り組む。

(へき地医療の確保)

- ⑨ 「第9次へき地保健医療計画」に基づき、都道府県単位の「へき地医療支援機構」及び「へき地医療拠点病院」を整備し、二次医療圏を超えた広域的な支援体制を構築し、へき地保健医療対策事業を総合的かつ計画的に推進する。

(がん対策の推進)

- ⑩ 我が国の死因の第1位であるがんについて、質の高い医療の全国的な均てんを図るために、二次医療圏に1か所程度を目安とした「地域がん診療拠点病院」の整備を民間病院の参画を積極的に促しつつ進め、(a)がん医療に関する情報提供の推進、(b)「地域がん診療拠点病院」を中心とする地域の医療機関との密接な連携体制の構築、(c)地域において、がん診療に従事する医師等に対し、最新の医療技術や知識の習得等を行う研修の機会の提供、(d)これらの取組を通じ、継続的に全人的な質の高いがん医療を地域において提供する体制を確保する。

(精神医療の充実)

- ⑪ 新「障害者基本計画」及び「障害者プラン」に基づき、身近な地域における適切な医療の確保、精神保健福祉センター等保健サービス提供体制の充実など精神保健・医療施策を着実に実施する。
- ⑫ 「受入条件が整えば退院可能」な約7万2千人の精神病床入院患者の退院に向け、精神病床の機能分化と地域精神医療及び福祉の確保、病院と地域との中間的な機能を有する社会復帰施設の体系的整備の検討など、社会復帰促進策を計画的に進める。

⑬ 精神科救急医療において、措置入院等の非自発的入院を要する場合から相談への対応のみの場合まで、様々なニーズに対応できるよう、24時間医療相談や初期救急の充実を図る。

(公的病院等の在り方)

⑭ 二次医療圏などに、公的病院等、民間医療機関、行政機関などの関係者の協議の場を設置した上で、医療計画において、二次医療圏における公的病院等の特定の役割や医療機関相互の連携方策等を定め、地域の実情に則して公的病院等の在り方を根本的に見直し、必要に応じ病床数を削減する。

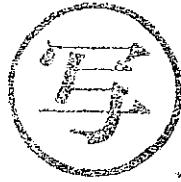
⑮ 公的病院等の会計基準を見直すことにより、民間の病院と比較可能な財務分析を行い、積極的な財務情報の提供を推進し、公的病院等の運営の効率化を促進する。

(終末期医療の在り方)

⑯ 国民の意識調査を行うとともに、本人の意思を尊重した望ましい終末期医療の在り方について幅広い見地から検討し、望ましい終末期医療の促進のためのマニュアルの作成、研修体制の整備など必要な環境整備に努める。

(3) 医業経営の近代化・効率化

① 特定医療法人・特別医療法人について、要件を緩和して普及を促進する。また、医療機関債の発行や間接金融の充実などの環境整備を進めることにより資金調達の多様化を図るとともに、医療法人の会計システムの見直しを検討するなど、その運営の近代化・効率化を進める。



医政発第 0424005 号
平成 15 年 4 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

地域における公的病院等を含めた医療機関の機能分担と連携の確保への協力依頼について

地域において、良質な医療を効率的に提供する体制を確保するために、公的病院それぞれの設立目的を念頭に置きつつ、当該地域の公的病院等の役割や在り方を検討し、民間の医療機関との連携を確保することが重要であることから、今般、別添 1 の関係省庁申し合わせのとおり、「公的病院等に関する関係省庁連絡会議」（以下「関係省庁連絡会議」という。）が設置され、公的病院等に係る諸課題について、関係省庁が十分に連携し、具体的な取組を推進することとされたところである。

各都道府県におかれましては、こうした趣旨を御理解の上、下記の事項について、積極的に取り組んでいただけますようお願いする。

なお、本通知における「公的病院等」は、別添 2 に記載の病院としており、本通知については、各公的病院等の所管省庁等と協議済みである。また、記の 1 の地域における協議機関の設置等について、都道府県から、公的病院等に対し協力依頼があった場合には、協議機関に参加の上、積極的に協力するよう、各所管省庁等から要請を行う旨、あわせて了解を得ていることを申し添える。

記

1 地域における協議機関の設置等

地域において、当該地域の実情に応じて、公的病院等の役割や在り方を検討し、民間医療機関との連携を確保するため、当該地域の公的病院等及び民間医療機関の関係者、医療行政担当者、医療を受ける立場にある住民などを構成員とした協議の場を設置し、活用することが望ましいこと。

具体的には、

① 医療法（昭和23年法律第205号）第36条に規定する公的医療

機関運営審議会

② 医療法第71条の2に規定する都道府県医療審議会

などの既存の機関に必要な関係者を追加し協議の場として活用する、又は既存の機関とは別に新たな協議の場を設置することなどが考えられ、また、そのカバーする範囲についても二次医療圏単位や都道府県単位などが考えられるが、いずれも、各都道府県の判断により適切な場を設置するようお願いしたいこと。

なお、設置状況等については、追って、調査をすることを予定しているので、御協力方お願いしたいこと。

また、国等が設置する公的病院等について、地域における協議にとどまらず、国等における対応が必要な場合には、必要に応じて、関係省庁連絡会議を活用する等により関係省庁が連携して調整を行うこととしていることを申し添える。

2 医療計画における記載

医療計画において、全国的な見地から各公的医療機関の担うべき機能と各医療圏ごとに求められている診療機能等を調整しながら、当該地域の公的病院等の役割等を踏まえた医療機関相互の連携の在り方等について、改定の機会を捉えて記載することが望ましいこと。

なお、具体的な医療計画の作成方針等については「医療計画について」（平成10年6月1日付健政発第689号健康政策局長通知）の一部改正を、追って通知するので、参照されたいこと。

(別添1)

公的病院等に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成14年12月18日
関係省庁申し合わせ

1. 公的病院等に係る諸課題について、関係省庁が十分に連携・調整し、具体的な取組を推進するため、公的病院等に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局国立病院部長
厚生労働省労働基準局労災補償部長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会保険庁運営部長
総務省大臣官房審議官(公営企業・財務担当)
文部科学省大臣官房審議官(高等教育局担当)
農林水産省大臣官房審議官(経営局担当)

3. 連絡会議の円滑な運営を図るため、連絡会議の下に、幹事会を置き、隨時開催するものとする。幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。
4. 連絡会議の庶務は、関係省庁及び関係部局の協力を得て、厚生労働省医政局において処理する。

(別紙)

公的病院等に関する関係省庁連絡会議幹事会構成員

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局指導課長
厚生労働省医政局医事課長
厚生労働省健康局国立病院部企画課長
厚生労働省健康局国立病院部政策医療課長
厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長
厚生労働省社会・援護局総務課長
厚生労働省社会保険庁運営部企画課長
総務省自治財政局地域企業経営企画室長
文部科学省高等教育局医学教育課長
農林水産省経営局協同組織課長

(別添 2)

本通知の対象となる公的病院等及びその所管省庁等

国立病院・療養所	厚生労働省国立病院部企画課
社会保険病院	厚生労働省社会保険庁運営部企画課
厚生年金病院	厚生労働省社会保険庁運営部企画課
船員保険病院	厚生労働省社会保険庁運営部企画課
労災病院	厚生労働省労働基準局労災補償部 労災管理課
日本赤十字社	厚生労働省社会・援護局総務課
社会福祉法人恩賜財団済生会	厚生労働省社会・援護局総務課
自治体病院	総務省自治財政局地域企業経営企画室
国立大学病院	文部科学省高等教育局医学教育課
厚生農業協同組合連合会	農林水産省経営局協同組織課